

しまつのこころ条例の概要及び点検内容と進め方

1 しまつのこころ条例の概要

(1) 目的

しまつのこころ条例（正式名称：京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例。以下「条例」という。）は、廃棄物の減量、廃棄物の適正な処理、生活環境の清潔の保持を図るために必要な事項を定めることで、循環型社会の形成、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、国際文化観光都市としての良好な都市環境の形成に資することを目的としている。

(2) 改定経過

- 昭和 29 年 8 月 制定
- 平成 6 年 4 月 事業用大規模建築物減量計画書制度の施行
- 平成 19 年 4 月 事業用大規模建築物減量計画書制度の改定
(対象を延床面積 3,000 m²以上から 1,000 m²以上に拡大)
- 平成 23 年 4 月 特定食品関連事業者減量計画書制度の施行
- 平成 27 年 10 月 ごみ半減に向けた 2 R 及び分別・リサイクルに係る取組推進のための条例改正

◆ 平成 27 年改正の概要

ピーク時からのごみ量の半減に向けて、2 R と分別・リサイクルの促進の 2 つを柱とし、主に次のような改正を実施

(1) 2 R の促進

- ア ①ものづくり、②食、③販売と購入、④催事（イベント等）、⑤観光等、⑥大学・共同住宅等における事業者の義務、事業者及び市民の努力義務を規定
- イ アの事業者における義務及び努力義務に係る取組の実施状況を事業者に報告いただく制度（以下「2 R 取組等事業者報告書制度」という。）を規定したほか、市民モニター制度に係る規定などを設置

(2) 分別・リサイクルの促進

市民及び事業者の一般廃棄物の分別※について、「協力」から「義務」に引き上げ。

※ 再生利用可能な、缶、ガラスびん、ペットボトル、紙又は紙製品、小型電子機器等、電池、蛍光灯などが対象

2 点検内容と進め方

点検視点①事業者に係る義務規定等（2 R及び分別・リサイクルの取組）の状況

第2回部会（令和5年8月1日）において、義務規定等の実施状況を把握のための「2 R取組等事業者報告書制度」の状況を点検した。

第3回部会（今回）では、同じく事業者への報告書制度である「事業用大規模建築物減量計画書制度」や「特定食品関連事業者減量計画書制度」の状況を点検する。

第4回部会では、第2回、第3回の部会での点検結果を踏まえ、事業者への報告書制度における運用方法及び実施効果の向上に向けて議論する。

点検視点②市民に係る義務規定等（2 R及び分別・リサイクルの取組）の状況

点検視点③プランの進捗状況及び社会情勢の変化を踏まえた、既存規定の見直し又は新たな規定の検討

上記の2つの点検視点については、義務規定以外のその他の施策も含めた施策全体で必要な対策を検討する必要があるため、令和6年度中頃から取り掛かる予定の「京・資源めぐるプラン」の中間見直しの中で、併せて議論していく予定である。

＜しまつのこころ条例の構成と主な記載事項＞

前文	
	○理念（持続可能な都市としての発展に、循環型社会の形成等が不可欠）。
第 1 章 総則（第 1 ～ 6 条）	
	○条例の目的（廃棄物の減量、廃棄物の適正な処理、生活環境の清潔の保持） ○本市、事業者、市民、滞在者（通勤者、通学生、観光旅行者等）の責務
第 2 章 廃棄物の減量（第 7 ～ 28 条）	
第 1 節 基本的施策（第 7 ～ 9 条）	
	○廃棄物の減量に関する本市、事業者、市民の基本的な取組
第 2 節 個別の分野における廃棄物の発生抑制等（第 10 ～ 19 条）	
	○製造、小売、飲食、イベント主催者、ホテル・旅館、大学、共同住宅の事業者等の 2R と分別・リサイクルに関する実施義務及び努力義務 ○事業者等の実施義務に対応する市民等の努力義務 ○小売、飲食、ホテル・旅館、大学の実施義務・努力義務に関する報告書制度（2R 取組等事業者報告書制度） ○市民モニター、2R と分別・リサイクルに関する顕彰制度
第 3 節 事業用大規模建築物等における廃棄物の発生抑制等（第 20 ～ 28 条）	
	○事業用大規模建築物減量計画書制度、廃棄物管理責任者の設置等 ○特定食品関連事業者減量計画書制度
第 3 章 廃棄物の適正な処理（第 29 ～ 41 条）	
第 1 節 廃棄物の処理に関する基準（第 29 ～ 36 条）	
	○一般廃棄物処理計画の告示、排出禁止物、事業者の処理責任等
第 2 節 廃棄物の徹底した分別の推進（第 37 ～ 41 条）	
	○本市の分別促進に係る責務、事業者、市民の分別の実施義務 ○分別違反に係る調査の実施・勧告等、持去りの禁止
第 4 章 生活環境の清潔の保持（第 42 ・ 43 条）	
	○生活環境の清潔の保持、公共の場所等の清潔の保持
第 5 章 生活環境影響調査書の縦覧等（第 44 ～ 48 条）	
	○一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査書の縦覧等
第 6 章 廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進員（第 49 ～ 52 条）	
	○廃棄物減量等推進審議会の設置等、廃棄物減量等推進員の委嘱
第 7 章 手数料等（第 53 ～ 55 条）	
	○一般廃棄物の収集、運搬、及び処分に係る手数料等の徴収
第 8 章 雑則（第 56 ～ 58 条）	
	○廃棄物の処理に関する必要な報告の徴収等

※ 網掛けは、平成 27 年における主な改正箇所（新設等）。

「しまつのこころ条例」に定める事業者報告書制度一覧

	2 R 取組等事業者報告書制度	事業用大規模建築物 減量計画書制度	特定食品関連事業者 減量計画書制度
根拠条項	第 17 条第 1 項	第 21 条第 1 項	第 26 条第 2 項
開始年月日	平成 28 年 4 月 1 日	平成 6 年 4 月 1 日～（延床面積 3,000 m ² 以上） 平成 19 年 4 月 1 日～（延床面積 1,000 m ² 以上）	平成 23 年 4 月 1 日
対 象	延床面積 500 m ² 以上の個店（ホテルは 1,000 m ² 以上）またはチェーン合計 3,000 m ² 以上の小売、飲食店、ホテル・旅館などの事業者	事業の用に供する延床面積 1,000 m ² 以上の建築物の所有者	食料品小売店、飲食店、ホテル・旅館のうち、延床面積合計が 3,000 m ² 以上の事業者
主な対象事業者	スーパー、コンビニ、飲食チェーン、ホテル、百貨店、大学、衣料品店、家電量販店、ドラッグストアなど	テナントビル、百貨店、大型スーパー、ショッピングモール、学校、工場など	スーパー、コンビニ、飲食チェーン、ホテル、百貨店など
各制度の概要	事業者がごみ減量等の取組内容（前年度実績及び今年度計画）を報告する制度	事業者が排出するごみの量（前年度実績及び今年度計画）等を報告する制度	
対象数 （令和 5 年度）	5 3 7 者	2, 6 8 4 件	8 8 者
提出期限	毎年 6 月末	毎年 5 月末	毎年 6 月末
罰則等	- 必要な措置を講じるよう改善勧告できる。 - 改善勧告を受けたものが勧告に従わなかったときは、その旨を公表できる。	- 必要な措置を講じるよう改善勧告できる。 - 改善勧告を受けたものが勧告に従わなかったときは、その旨を公表できる。 - 公表の後においても、改善勧告に従わなかったときは、本市設置の一般廃棄物処理施設への受け入れを拒否できる。	- 必要な措置を講じるよう改善勧告できる。 - 改善勧告を受けたものが勧告に従わなかったときは、その旨を公表できる。